

[事案 2022-99] 特約無効請求

・令和5年1月25日 裁定終了

<事案の概要>

特約を付加する意思はなかったことを理由に、特約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年10月に契約した終身保険について、災害特約および入院特約が付加されていたが、以下の理由により、特約を無効として、特約部分の既払込保険料を返還してほしい。

- (1)他社で特約を契約していたこと、また、解約返戻金がないことに抵抗があり、募集人に対し、特約を付加しないでほしいことを伝え、募集人からも「なしで」と言われていた。
- (2)申込書の署名は自分のものであるものの、印鑑は自分のものではない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申込書および設計書等から、申立人の特約加入の意思は明確である。
- (2)申立人に対し、毎年、契約内容通知文書を送付しているが、長い間苦情申出はなく、申立人は契約内容に納得していたと考えられる。
- (3)申立人は、当社の既契約においても、同様の特約を付加しており、特約を付加する意思が認められる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。